

別紙「許可条件」

- ①用途指定
この許可物件を使用目的以外の目的に使用しないこと。
- ②使用料
ア 使用料は、松阪市が発行する納入通知書により別に指定する期日までに納付すること。
イ 許可期間の満了日以前に、この許可物件を返還する場合において、早期返還による使用料の差額の還付を当市に請求しないこと。
- ③光熱水費等の負担
使用した電気、水道等の料金を負担すること。
- ④有益費等の請求権の放棄
この許可物件に有益費又は必要費を投じることがあっても、当組合にこれを請求しないこと。
- ⑤権利譲渡等の禁止
この許可に関する権利を第三者に譲渡しないこと。また、この許可物件を転貸しないこと。
- ⑥原状変更の制限
改装、模様替等により、この許可物件の原状を変更しようとするとき、又はこの許可物件に工作物を設置しようとするときは、その旨を書面により申し出ること。
- ⑦使用状況の立入調査
当組合は、この許可物件の管理上必要があるときは、この許可物件に立ち入り、使用状況について調査することがある。この場合においては、これを拒まないこと。
- ⑧き損または滅失の責任
この許可物件をき損又は滅失させたときは、直ちにその旨を申し出て、速やかに自己の負担により原状に回復し、又はその損害を賠償すること。
- ⑨許可の取消し等
ア この許可条件に違反したときは、許可期間中であってもこの許可を取り消すことがある。この場合において、許可を取り消されたことにより損害が生じても、当組合はその補償又は使用料の返金を行わない。
イ 当組合においてこの許可物件を公用又は公共用に供する必要が生じたときは、許可期間中であってもこの許可を取り消すことがある。この場合において、許可を取り消したことにより損害が生じても、当市はその補償は行わない。ただし、納付された使用料については、許可の取消日に応じた相当の額を日割計算により算出し、返金するものとする。
- ⑩許可物件の返還
許可期間が満了したとき、又は許可を取り消されたときは、速やかにこの許可物件を返還すること。この際、当組合係員の検査を受けること。
- ⑪原状回復
この許可物件を返還するときは、予め自己の負担によりこの許可物件を原状に回復しておくこと。
- ⑫住所、氏名等の変更の届出
次のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を届け出ること。
ア あなたが法人である場合、所在地、代表者、名称を変更したとき。
イ あなたが法人である場合、合併、分割、解散その他の変動があったとき。
- ⑬松阪市の施設における自動販売機設置事業者募集要項の厳守
松阪市の施設における自動販売機設置事業者募集要項の5. 応募条件等に記載した事項を厳守すること。

